

令和3年度 第4回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和3年12月20日（月）13時30分から14時45分まで

2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、
大池太士委員、伊藤浩一委員、中野嘉勝委員、板倉章委員

4 欠席委員

なし

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから第4回松本市公契約条例検討委員会を開会する。

（委員長あいさつ）

前々回の会議では、それぞれの立場から現状認識や課題、公契約条例に対する考え方などを報告していただき、前回は事務局がまとめた論点についてそれぞれ意見をいただいた。今回は4回目ということで、できれば条例の必要性等についてまとめることができればと思っている。

前回の論点では、資料1のAからEの5項目について、委員の方々からそれぞれ意見をいただいたところだが、事務局に対しても各論点に対する現段階での見解があればということをお願いをし、整理していただいているので、初めに事務局の方から資料の説明をお願いしたい。

（事務局）

配布資料に基づき、資料1から資料2までを一括して説明

[説明内容は省略]

（委員長）

各論点に対する事務局としての見解と、また条例でないといけない内容や、市の方針で定

めることができる内容などを説明いただいたが、質問等ある方はお願いしたい。

(各委員)

特になし。

(委員長)

それでは、本日の資料などを踏まえた上で、今日は条例の必要性と方向性について、話を進めていければと思っているが、何か意見等ある方はお願いしたい。

(委員)

資料2の3ページのところで、賃金条項がなくても、労働環境報告書を提出するとなっているが、賃金条項を外した形になるというのはどのようなイメージになるのか。

(事務局)

例えば、長野市が賃金条項なしのパターンで、イメージ的には近いものになる。第1回目の参考資料で、長野市の公契約条例と労働環境報告書がある。工事と委託とで内容が違って、付いている資料は工事になるが、労働条件、賃金、労働時間、その他労働環境を各労働者に書面で提示しているかなど、○×方式で回答するようになっており、これを1枚出していただく形になっている。

この他の例として、第3回目の資料で、碧南市では、内容の説明を詳細に加えたうえで、「やっていますか、どうですか」というような問いかけするような形であるとか、各自治体によって、それぞれ様式の違いはあるが、特定公契約という一定金額以上のものに対して、提出してもらいたいイメージになる。

長野市の例でもそうだが、賃金を記入する部分もあるので、下請業者の中には、賃金を書くのが、少し抵抗があるというような話も聞いている。

(委員長)

賃金を書くというのは、労基法の最低賃金をチェックすることなのか。

(事務局)

そのような趣旨かと思う。理念型条例については市が定めた最低賃金というものがないため、最低賃金と比較するという形になる。

(委員長)

その場合、下請けに対し、この内容をヒアリングして、それを元請けが一枚にまとめて出す形になるのか。

(事務局)

下請業者がそれぞれ記載し作成したものを、元請けが取りまとめて出す形になる。

(委員)

具体的な内容として、労働環境報告書の内容や、賃金型であれば、賃金をどれくらいにするのかってところを、どのように決めていくのか、そういった論点としてあると思うが、いずれにしても、こういったものがあるということ自体がとても良いことだと思う。

(委員長)

事業者側の皆様方に伺いたいですが、前回の会議では、労働者側の方々から、「条例を作る方

向性でどうか」という意見をいただいている、また、市の方針で、できることできないことがあるということも踏まえて、条例の必要性については、どのような考えなのか伺いたい。

(委員)

確認だが、先ほどの下請けから出していただく書類は、二次下請け、三次下請けなども含めて、全部出すことになるのか。

(事務局)

その範囲の決め方は、元請けのみ提出してもらうパターンや、長野市のように、下請けは二次、三次問わず、すべて出してもらうパターンもある。また、他の自治体の意見として、検討する中で、少額のものや、数日間手伝いに来ているというようなケースは、対象にする必要はないのではないかという議論もある。自治体の判断になる。

ただ、よく議論されているのが、やはり下にいけばいくほど労働環境が厳しくなるため、下は線を引いてはいけないのではないかという意見もある。そこは自治体の決め方次第で、一定のルールはないということになる。

(委員)

わかりました。

(委員)

まずは感想になるが、資料2で、公契約条例と市の方針の大きな違いは、労働報酬下限額と労働環境報告書を提出しなさいという部分で、この辺りのことは、今までも議論してきたが、賃金に関する条例という意味合いが強くて、やはり報酬を確保するための条例にしか見えないと思う。

(委員長)

今のところ、賃金条項「あり」の方向性でいくかどうかは、まだ決まっているわけではなく、これまでの議論では、賃金条項は「なし」だけど条例はあった方がよいという意見が多かったと思う。

(委員)

報酬を含めた労働条件全般ということ、今の方針より少し強めにしていくということで、やはり、規定をしっかり守ってもらいたいというものが条例だと私は思っている。

(委員)

賃金以外の技術力の確保とか、そういう部分を盛り込めばいいはずなのに、賃金と労働関係しか加わっていないので、もちろん、これは一例だと思うが、ただ、そういう色が濃くなってしまう条例というのは、あまり好ましくないと思っている。

また、労働環境報告書については、下請けの賃金台帳まで、元請けが求められてしまうが、仮にやるとなった場合は、市側で、我々が選定した下請業者さんと、条例の中において完了していただくとか、そこまでやってもらわないと元請けとしては難しいのかなと考えている。

(委員)

下請けが、間違った金額を出してきた場合に、元請として、そこまでの責任は取れないと

ということなのか。

(委員)

業務的にも大変になるので、条例の中に、下請業者さんとの契約を市の責任として盛り込んでいただければ可能かと思っている。

(委員)

どうしても工事が中心になってしまうのは仕方がないと思うが、契約そのものは、工事だけではなく、工事以外の契約も相当数あると思うので、建設業界のことばかりではなく、全体的な視点で捉えていただけたらと思う。

(委員長)

その他のことを盛り込んだ形での公契約条例であれば、必要性があるという考えに繋がるという解釈で良いか。

(委員)

まだ、必要性までは踏み込んでいないが、賃金だけが大きく目立ってしまっている感じがする。

(委員)

どうしても仕事柄、建設に限られた中では経験や知識がないので、他の業種がどうなのかということまでは分からないが、市の方針というのは、市長が変わると方針の内容も変わる可能性が考えられるが、条例の方は、原則的に、市長が変わっても一貫性をもって貫いていけるイメージがある。これまでやってきたことを振り返ると、長野県のやり方、あるいは国交省のやり方、いろいろある法律の中で、随時取り入れていただけたという印象を持っている。そのため、一つのことを取り上げるのではなく、さまざまな施策を取入れることによって、全体の底上げに繋がっていく、というような感想を持っている。

業界とすれば、今の市の方針は、国や県の法律をベースに対応してきていただいているというイメージを持っていて、今の方針内容が大きく変わらなければこのままでいいと思っているが、今後、方針がコロコロ変わるような状況になるとすれば、しっかりした条例の中で一貫性を持って対応していただきたいという思いに変わるかもしれない。

いずれにしても、今は、結構早い段階で対応していただいている事実があって、そういうようなイメージを持っているが、どうしても条例が必要か否かという話しになると、確かに条例は一つの法律なので、方針とは違うということは理解できるが、現段階においては、条例化する必要はないと思っている。

(委員長)

建設業界の方々からすれば、これまでも方針に則って進めてきている中で、それ以上の何かをというところまでの必要性はあまり感じていないという意見だったが、その他の業種の方々の話も入ってくるとことでもあるので、そのところも踏まえて意見を伺いたい。

(委員)

工事関係よりも業務委託契約や指定管理の関係の方が、問題が大きいのではないかと個人的には思っている。工事関係については、積算単価や労務単価等々の基準があって、一定

の底支えのようなものがあるので、その辺はきちんとされているのではないかというような感想を持っている。しかし、その他の業種については、かなり厳しいような状況があるという話をいくつも聞いている。

(委員)

やはり建設業界は、様々な厳しい規制が入ってきていて、ポイントが取れないということ、規定に週休2日制を入れて欲しいという相談の依頼が多くなってきている。この他にも、法人化しないと入札に参加できないということで、個人の方が法人化するケースが、ここ数年で本当に多くなっている。

建設業界の関係では、下請けの方々の話を聞く限り、決して賃金が低くはない。逆に、高い給料をもらっているという印象がある。ただ、36協定も何十年も出していないだとか、「週休1日もあれば良いでしょう」というようなことが普通にあって、その辺のギャップがある。あとは、「そのポイントさえもらえれば入札に参加できるので、そこだけ就業規則に入れてくれ」という依頼もあり、「実際の現状はどうなの」というところが、すごく感じている。それなので、条例や規定で定めたとしても、実態までが、きちんと規定どおりになっているのかどうか、というところが一番心配している部分で、このことは、建設業界に限らず、どこの業界でも一緒なのかと感じている。

(委員長)

それぞれの立場で意見をいただいたが、少し平行線が続いているように見受けられる。何か意見等はあるか。

(委員)

私も、いろんな業界の話を聞く機会があり、実際に自分でやったことがある業界はいくつかしかないので、例えば、今の建設業界の実態だとか、建設以外の業界の実態だとかの状況を聞ける場があるとありがたいと思っている。

(事務局)

例えば、どの業界というような具体的なものがあれば、検討することは可能かと思う。

(委員)

私が一番思うのは、特別なことを望んでいるわけではなく、当たり前の方が当たり前になるようになって欲しいということであり、例えば、「就労規則がありますか」、「36協定はできていますか」などといったことだ。労働関係法令は、この10年間でもものすごく変わってきているが、実際に就労規則の変更の届出をしているところは非常に少ないという状況がある。きちんとやらなきゃいけないということが法律で決められているのに、できていない実態が当然のようにある。少なくとも公契約で仕事を進めるときは、しっかりできるようにするということが大事であり、その取り組みが、やがて他の方々に対しても、プラスに作用してくるというように思っている。

(委員長)

松本市の公契約について、実際にどういう契約があって、何件ぐらいあるのか伺いたい。

(事務局)

令和2年度実績として、工事は1億円以上が26件、業務委託では1,000万円以上が111件の状況となっている。

業務委託は、いろいろな契約がある中で、賃金条項の適用や労働環境報告書の提出を求めるといった契約は、他の自治体を見ると、清掃、人的な警備、電話交換、受付業務などの人件費が中心となっているもの又は施設管理的なものに限定しているところが多い。

本市においては、この111件のうち実際にそうした対象になるのは、20件程度となり、適用される件数としてはそれほど多くはないと思っている。

全体の公契約から見たら、対象になるのはごく一部で、そこは線引き次第になり、どこでラインを引くのかということになると思う。他市の公契約条例を見ても、賃金条項等について工事全部を対象にしていることは一つもなく、一定金額以上のもの（特定公契約）を対象としている。

やはり、一定金額以上のものは、下請けが重層的になって、孫請け、ひ孫請けというように裾野が広がっていくので、そういう観点から、労働条件みたいなものを見ていく必要があるというような考え方かと思われる。

（委員長）

公契約条例では、労働環境報告書や賃金条項を定める場合には、公契約の中でも規模の大きなものを対象としている。理念的な部分がすべての公契約に適用されるのは当然として、労働者の申出や立入調査についてもすべての公契約に適用されるのか。

（事務局）

労働環境が法令に違反している疑いがある場合の労働者から申出は、たとえ1万円であっても、すべての公契約が対象になる。一方、賃金条項に関する条文などは、一定金額以上の特定公契約に適用される。条例の作り方にもよる。

（委員長）

公契約に関わる労働者の方々の資質の向上をある程度目指すという方向性でも良いということであれば、公契約条例を作るということの意味はあるのではないかと思う。印象としては、業界に限らず、規模に限らず、やはり皆さんのそういった責務を認識していただいて、条例の重要性や必要性はあるのかなという感じが伺える。

（委員）

先程、下請けの方々の賃金が高いという話があったが、私としては、全体像ではないような気がしている。実際には、日本の重層下請構造という建設業界においては、下請け、孫請けということで、結局のところ下請けに投げられてしまうと、さらに、その下の下請けに投げられることはよくある。公共工事というのは国や県等が発注する工事であって、万人に同じ賃金を支払わなくてはならないが、下請け、孫請けのように、下にいくに従ってその賃金の方が下がるということになると、非常に厳しい状態になって、規模の小さい会社ほど苦しんでいるということが実態としてある。

そのことも理解した上で、賃金型、理念型にするかは別として、まずは条例という形できちんと示していただくことは非常に必要ではないかと感じている。

(委員)

私は、捉え方だというように思っている。条例を入れることによって、受注される事業者や行政が持つ一定の負担が増えるということが問題にあって、条例を入れない方がいいと捉えているのか、法令遵守の考え方を、地方行政の松本市で入れる必要はないと捉えているのか、そこら辺について、どうなのかを伺いたい。

(委員)

必要性というところでは、決して反対するわけではない。先ほどの労働環境の話では、労働時間だとか、36協定を結んでいない会社もある、賃金に対しても十分とはいえない、下請けは当然そういうことがある、ということだが、36協定については、労働基準法で定められているし、賃金に対しても最低賃金法で定められているわけで、そういうトータルの労働環境を向上させるために松本市の条例化があるということなら良いと思うが、既に労働基準法や最低賃金法などの法律がある中で、このような条例を作っても労働環境が改善されるとは思えないと感じている。

(委員)

よくあるのが、「法律を知っていてやっていない」とか、「全くそんなのいらなと思ってた」という、二つのパターンだ。どちらにしても結局は、そのことが表に出てくれば法律違反になってしまう。逆に言えば、それを知らないで元請けがそういう下請けを使っているということになれば、どうしても、その責任というのは多少なりとも出てくると思う。やはり、そういう状態は改善していかなければならない。公契約条例はその一つの手段だと思っている。

(委員)

公正競争を確保するためには、一定の基準が必要だと思うし、公契約条例は、その一つの手段、ツールとして考えていくということではできないか。

(委員)

私としては、本当に決め方次第だと思っていて、これで条例を作ると決まったら、また、その内容についての検討をしていかなければいけないと思う。先ほどの下請けがどういう労働条件でやっているのかということ、元請けとして、そこまでの責任は取れないということもあるかもしれないが、例えばこの条例だけでみれば、そこまで責任を負うことは決まらないということも、もちろんありだと思うし、表に出てくれば、先ほどの関係機関に通報できるというような、少し大雑把な決め方でも良いのかなと思う。

それらの内容に関しては、決め方次第で良いと思うし、特に元請けがどうのこうのというのは建設業界の特異な話になるので、公契約条例は、一つのツールであり、手段という考え方なのかと思っている。

(委員長)

公契約条例を作ることの意味があるのかどうかは、どういった公契約条例を作るのか、その内容をどう定めていくのかというところが大きい部分だと思う。

本日でできれば、公契約条例は作るという方向性で、中身に入っていくというようなところ

まで決められればと思っているが、皆さんの意見を伺いたい。

(委員)

仮に、条例を作るっていう前提で、中身の話まで進めていったとしても、最終的にやめるという選択もあるのかもしれないと思っている。

(委員長)

確かに、議論を積み立てていった結果、「条例までは必要がない」ということも、もちろんありだと思し、もう少し具体的な議論に入っていないと、ここでの判断は難しいのかという感じがしている。

(委員)

労働条件については、例えば、労働環境調査の中身をどうするのか、どこまでを対象にするのか、その内容によっては全く変わってくると思うので、具体的なところまで議論を進めいき、結論を出すということで良いと思う。

(委員)

「言い方ひとつ」、ということもあると思っていて、例えば、「努力をしましょう」、「配慮しなければいけない」などの、努力義務か、配慮義務かというような感じのことがとて多くなっている。この表現を、もっとキツイ言い方にしようと思えばいくらでもできると思うし、逆に、もっと柔らかい言い方にすることもできると思う。この表現の仕方次第では意味合いが全く変わってくると思うので、そういったところも合わせて議論を進めていただければ良いのかと思っている。

(委員長)

仮に条例を作るとした場合に、どういう形でやるのか、どういうことを盛り込んでいき、どのような内容にしていくのか、というところを次回以降に考えていきながら、結果として、「条例は必要がない」ということになれば、市の方針でいくという話になるかもしれないので、今後の方向性としては、もう少し議論を建設的に実効的に進めるため、具体的な中身に入るっていくということとしたい。

(事務局)

そういうことであれば、たたき台として条例案を作ることは可能だと思っている。いろいろな自治体で基本的なパターンがあるので、何をどこまで対象にし、どのような内容を盛り込むのか、そういった議論が中心になってくるのかと思っている。あともう一つには、理念については、どのような形で、市が目指すべき公契約の方向性みたいなものを定めていくというところが今後のポイントになってくるのかと思う。

(委員長)

次回は、そういったところで、具体的な中身に入って進めていくということでお願いしたい。それでは、本日の検討委員会はこれで終了とする。

(事務局)

以上で、第4回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。